

一時保育減免制度利用チェックシート（市内在住者のみ対象）

ステップ1 以下の免除対象にあたるかを確認し、該当があれば申請をしてください。

利用料免除（無料）対象	提出書類（利用する園に直接提出してください。）
<input type="checkbox"/> 生活保護世帯	被保護証明書（現年度に発行されたもの）
<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯	課税（非課税）証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・4～6月利用は前年度分、7月以降利用は現年度分の課税（非課税）証明書 ・原則生計を共にしている方（父・母・祖父母など）全員分 ・控除額の内訳が明記されているもの （コンビニ取得の場合、コンビニ交付システムにおいて「詳細」を選択し、内訳を明記してください。）
<input type="checkbox"/> 年収360万円未満世帯 （具体的な確認方法は以下を参照）	
<input type="checkbox"/> 里親に委託されている児童	児童委託証明書のコピー（利用日が委託年月日以降であること）
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書のコピー（利用日が支給開始年月～有効期限内にあること）

< 年収360万円未満世帯の確認方法 >

（例）川崎市の課税証明書

税源移譲前の市民税所得割額について、
**生計を共にしている方（父・母・祖父母等）
全員分の合計が、77,101円未満であるかを確認します。**

※配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄付金税額控除等がある場合は、控除適用前の額

< 横浜市の課税証明書の場合 >
税額控除が記載された課税証明書が必要です。
（「税額控除ありの証明書」を窓口で申し出て取得してください。控除額がない場合は、控除額が0円であることが記載された証明書が発行されます。）

令和 年度 市民税・県民税 課税額証明書

住所
氏名

令和 年中の合計所得金額
合計所得金額
以下空白

課税額
課税標準額
課税標準額

所得の種類・金額
控除の種類・金額
課税標準額の種類・金額

「課税額」における税源移譲前の市民税所得割額に、「摘要」の住宅取得控除額や寄附税額控除等の税額控除(税源移譲前)を足し合わせた控除適用前金額で確認してください。

課税標準額(市) :
課税標準額(県) :
課税標準額(国) :
課税標準額(都) :
課税標準額(支) :
課税標準額(特) :
課税標準額(市) :
課税標準額(支) :
課税標準額(特) :
以下空白

課税標準額(市) :
課税標準額(県) :
課税標準額(国) :
課税標準額(都) :
課税標準額(支) :
課税標準額(特) :
以下空白

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
川崎市長

ステップ1には該当しないが、きょうだいがいる場合は、裏面のステップ2をチェックしてください。



ステップ 2

ステップ 1 には該当しないが、きょうだいがいる場合以下のチェックをしてください。
二人以上のきょうだいが一時保育を利用する場合、それぞれ確認してください。

一時保育利用児童が幼稚園等（※）に在園している。（幼稚園類似施設在園の場合は、いいえへ進む）

はい

いいえ

一時保育の特例的な利用になるため、きょうだい減免・多胎児減免対象外

※幼稚園や川崎認定保育園に通っている場合、夏休みや冬休みの期間に、園がお休みをする場合に限り、特例的に一時保育を利用することができます。

昨年度も一時保育を利用していた

はい

いいえ

昨年度の利用料が、以下のいずれかに該当する

- 第 1 子であるが、きょうだい減免が適用され半額もしくは無料であった
- 第 2 子であるが、きょうだい減免が適用され、無料であった

はい

いいえ

経過措置で令和 6 年度に限りきょうだい減免が適用される場合がありますので、減免適用の有無については、必ず保育第 1 課（連絡先：044-200-2662）に確認してください。

《減免適用される場合の挙証資料》

- ・世帯全員の住民票の写し（続柄、筆頭者の省略のないもの）
- ・他のきょうだいの在園がわかる書類（今年度のもの）
- ・経過措置に関する申出書

きょうだい減免経過措置

以下のいずれかに該当する

- 一時保育利用児童に兄・姉がいる
- 一時保育利用児童が多胎児である（多胎児に兄姉がいる場合も含む）

はい

いいえ

減免対象外

きょうだい減免

※ 多胎児で第 1 子の場合、ステップ 3 に進んでください。

兄姉が生計同一である場合、きょうだいとしてカウントします。

生計同一とは、兄姉の状況が下表の 4 つのパターンの中のどれか一つに該当し、生計同一を確認するための挙証資料で確認がとれた場合に生計同一とみなします。世帯の状況に応じて、追加の挙証資料が必要になる場合がありますので、ご了承ください。

兄姉の状況	生計同一を確認するための挙証資料
A 保護者と同じ住民票に載っている	・世帯全員の住民票の写し（続柄、筆頭者の省略のないもの）
B 住民票が保護者と別になっているが、兄姉の住民票の住所は保護者と同じ	・それぞれの世帯の住民票（世帯全員）の写し（続柄、筆頭者の省略のないもの） ※ それぞれの住民票できょうだいの筆頭者が異なる場合：住民票の除票など ・一時保育事業の利用者負担額のきょうだい減免に関する申立書
C 住民票が保護者と別になっていて、兄姉の住民票の住所も保護者とは別だが、同居している。	・それぞれの世帯の住民票（世帯全員）の写し（続柄、筆頭者の省略のないもの） ※ それぞれの住民票できょうだいの筆頭者が異なる場合：住民票の除票など ・一時保育事業の利用者負担額のきょうだい減免に関する申立書
D 住民票が保護者と別、住民票の住所も別で、別居しているが、生活費等の援助を受け、かつ、定期的な連絡や訪問をしている。	・以下のア～ウのいずれかの資料 ア.健康保険証等の被扶養者になっている場合・・・健康保険被保険者証の写し イ.定期的な送金がある場合・・・預金通帳、振込明細書、現金書留封書等の写し ウ.その他上記ア.イに準ずる場合・・・その事実を証する書類

B・C・Dで申請される場合、複数の挙証資料の提出が必要になり、手続きに時間と費用が掛かりますので、あらかじめご了承下さい

ステップ 3

一時保育利用児童が多胎児である場合、多胎児減免も対象となるか確認してください。

保護者の利用目的が就労である。

はい

いいえ

ステップ 2 のきょうだい減免のみが適用されます。

きょうだい減免に加え、多胎児減免が適用されます。
多胎児は第何子であっても利用料免除（無料）となります。

《挙証資料》

- ・世帯全員の住民票の写し（続柄・筆頭者の省略のないもの）

多胎児減免